

2024年度（令和6年度）

社会福祉法人 福智町社会福祉協議会

事業計画

（期 間：2024年4月1日～2025年3月31日）



社会福祉法人 福智町社会福祉協議会

基本理念

『共に生きる 地域まるごとのまちづくり』
～人が豊かに育ち・共に支え合い・自立した生活が営める福智町へ～

基本方針

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、私たちに衝撃を与えるとともに様々な教訓を与えてくれました。地域のつながりと支え合いの大切さ、日ごろからの災害支援準備など改めて災害時支援に対して社会福祉協議会として何ができるのかを考えて行かなければなりません。また新型コロナウイルスの影響で経済、医療、教育、雇用、生活環境など地域社会の状況は一変し地域福祉活動にも大きな影響を受けましたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染法上の位置づけを2類相当から5類に変更がなされ、コロナ禍前のような明るく活気のある地域活動を少しずつ取り戻しつつあります。しかし、まだまだ感染状況は終息せず、インフルエンザとのダブル感染が拡大している地域も見受けられる状況ですが、感染症対策を行いながら地域福祉活動の基本となる「地域住民の支え合いの再構築」を計画的に進めてまいります。特に地域支え合い体制づくりや生活基盤体制整備の取り組みの方法を見直し、地域の実情に応じた無理のない継続的な取り組みができるよう進めてまいります。また、地域生活課題に対応した取り組みとして、昨年10月から本格稼働いたしました予約型のAIデマンドバスの運行は概ね好評ですが、さらに利用しやすい効率的な運行を図って参ります。住居契約が厳しい要配慮者への支援として、昨年10月に県の認可を得た居住支援法人の取り組みを令和6年度から本格的に進めてまいります。生活困窮者支援として新型コロナウイルスの特例貸し付けを行った世帯に対して、その後の状況調査と合わせて、必要により伴走支援を行ってまいります。昨年一般社団法人福智町社会福祉連携協議会（社福連）で実施を行っています法人後見と社協で行う日常生活自立支援事業との連携と併せて、権利擁護センター（成年後見制度中核機関）について、行政と協働して進めていければと考えています。また、社福連では、人材確保が喫緊の課題であり、今まで行ってきた合同人材募集や外国人介護従事者確保と併せて、介護人材の育成に取組み、昨年11月に県の指定を受けました介護職初任者研修を本年度も計画してまいります。令和6年4月に介護保険制度改正が予定されており、訪問介護事業単価はマイナス改定と厳しい状況ですが、地域の訪問介護事業者が撤退していく中、在宅介護を支える社協の訪問介護事業の役割はますます大きくなってきています。在宅介護支援センターから昨年度移行した在宅高齢者相談支援事業と合わせて地域の在宅介護を支えていければと考えています。

福智町と一体的に策定した「共に生きるまちづくり計画」の中間見直しが昨年度行われ、コロナ禍で止まっていた計画の推進に向けて、福智町に適した重層的支援体制づくりを進めるとともに、関係機関・団体と連携して見直しを行った計画の推進を図ってまいります。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体としてしっかりと軸足を地域に向けて、安心安全な地域づくりができるよう活動基盤を整えながら進めてまいります。

令和6年度は、以下の重点項目を中心に取り組みを進めてまいります。

基本目標

- 1 法人機能の強化と経営基盤の確立
- 2 支え合いの地域づくり
- 3 包括的な支援体制づくり
- 4 生活課題に対応したサービス提供体制の充実

※共に生きるまちづくり計画（福智町地域福祉総合計画）との整合性を図っています。

運営理念

福智町社会福祉協議会は、基本理念を基に以下の運営理念により事業を展開します。

住民参加・協働による福祉社会の実現

- 1 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- 2 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- 3 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組み
- 4 人材育成によるより質の高いサービス提供体制の実現
- 5 安定した財政基盤が確保されたサービス提供体制の実現

基本計画

令和6年度は、共に生きるまちづくり計画（福智町地域福祉総合計画）の基本目標を柱に以下を推進目標とし、運営理念に基づき総合的に事業を推進してまいります。

（1） 法人機能の強化と経営基盤の確立

社会福祉協議会は、地域福祉における中核団体と位置付けられ、公益性の高い組織として、当初の事業計画や経営の効率性を超えて、緊急時等における必要な事業・必要なサービス展開を求められます。（例：災害ボランティア支援、家のない生活困窮者支援、ゴミ屋敷対応などその他突発的な活動等）。これらの「社会的ミッション」を展開する役割を組織全体で担っていくためには、日々の活動を通じて、地域の期待に応えられる人材の確保とその能力を培っておく必要があります。継続的・安定的な事業継続のためにも、全職員が適切な法人運営の意識をはじめ、経営方針に沿った「共通認識」を持つことが重要です。また、将来を見据えた安定的な経営基盤を確立していくために、町行政と助成金等の財政支援を確実にしていただくための協議を行い、経営の安定化と法人機能の強化を図ってまいります。さらに、介護保険事業の現状分析を行い、居宅介護支援事業、訪問介護事業の運営の見直しを行ってまいります。また、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会と協働して地域における公益的な取り組みを行うことは、地域福祉推進の組織の拡大につながります。社協が法人連携のプラットフォームの役割が担えるよう取り組んでまいります。

(2) 支え合いの地域づくり

コロナ禍により地域活動が停滞し、地域のつながりの希薄化が見られるとともに、今まで中心的に活動されていた地域のキーパーソンが、この数年間で活動ができない状態などの変化が見られ、地域活動の再開において大きな支障となっています。小地域福祉活動の取組を進め、住民の主体的な活動の機会を住民とともに作り上げる一方で、地域で主体的に活動していただけるキーパーソンの育成及び発掘も必要となってきています。社協以外にも住民活動を支援する関係機関と連携しながら、地域生活課題の解決に向けた仕組みづくりを行ってまいります。あわせて、生活困窮、ひきこもり支援など、短期間では解決できない問題でもしっかりと伴走支援を行いながら、住民や他の関係者等と協力し、長期にわたって伴走できる仕組みづくりを検討してまいります。

(3) 包括的な支援体制づくり

これまでの福祉の改革では、高齢者、障害者、子供といった分野ごとに、専門的な支援を充実させてきました。それはそれで大きな意味がありますが、分野ごとに課題を切り分けた枠組みでは、とらえきれない現実がひろがってきています。いわゆる8050問題。80代の親がひきこもり状態の50代の子供の生活を支える家族や夫婦間のDVが子供の虐待につながるケースなど、家族が抱えるリスクが複雑化・多様化しています。また、どの制度の対象にもならないごみ屋敷の問題なども相次いでいます。根底にあるのは、社会からの孤立という問題です。地域のつながりが薄れる中で、誰にも相談できないまま、問題を深刻化させるケースが少なくありません。制度に人をあわせる制度中心の支援から、困りごとを抱えている本人中心の支援へ転換していかなくてはなりません。これからは分野を横断した連携協働の支援体制を念頭に取り組んでまいります。

(4) 生活課題に対応したサービス提供体制の充実

地域での生活課題はコロナ禍によって複雑化、多様化してきており、地域から孤立した「ゴミ屋敷」や住むところがない車両泊での生活困窮者、自分自身の健康管理ができない若年者などの支援は一機関の対応では限界があり、支援関係機関との連携によってその解決に取り組むことが求められています。今年度は特に、住居を確保できない要配慮者に対して、住居の確保や斡旋、見守りなど住む場所が確保され、人として保障された生活環境への支援を行ってまいります。また、昨年度から取り組んでおります、予約型のAIデマンドバスの実証運行は順調に進んでおり、さらに課題を整理し住民の利便性が向上するよう取り組んでまいります。まだまだ、コロナ禍からの脱却ができない生活困窮者に対して、フードバンク、フードファミリーによる食材支援等を行いながら、継続した地域生活が維持できるようお手伝いをしてまいります。

また、法人後見事業を社福連で取り組み、要支援者への尊厳や権利が守られるよう日常生活自立支援事業と連携して公正な権利擁護事業を進めてまいります。

重点的取組み

- 1 共に生きるまちづくり計画見直し後の計画の推進
- 2 地域住民の支え合いの再構築に向けての取組み強化
- 3 地域包括支援センターによる相談支援機能の強化
- 4 生活課題に対応した事業展開
(予約型A I デマンドバスの効果的運行・居住支援法人事業の推進他)
- 5 経営基盤の確立と自主財源確保に向けた事業の検討

実施計画

(1) 法人機能の強化と財政健全化の遂行

- ① 理事会・評議員会の開催
- ② 部会・委員会の機能強化
- ③ 定例三役会の開催
- ④ 監査会の開催
- ⑤ 3者協定に基づく行政懇談会等の開催協議
- ⑥ 課長会の開催
- ⑦ 衛生委員会の開催
- ⑧ 役職員研修会の開催
- ⑨ 各種研修会参加による自己研鑽と資格取得の推進及び支援
- ⑩ 職員育成プログラムの作成
- ⑪ 人権・同和問題に関する意識の向上及び取り組み
- ⑫ 賛助会員の募集と取り組みの強化
- ⑬ 寄付金の募集の強化
- ⑭ 共同募金運動の強化と拡充
- ⑮ 居宅介護支援事業の見直し
- 【重】 ⑯ 訪問介護事業の見直し
- ⑰ 障がい者自立支援事業の見直し
- ⑱ 介護保険事業における業務継続計画（BCP）の運用管理
- ⑲ 目標管理、人事考課制度の研究と労務・税務の法的適用管理
- 【重】 ⑳ 中間見直し後の共に生きるまちづくり計画の推進
- ㉑ 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会の事務局機能
- ㉒ 自主財源確保に向けた事業の検討
- ㉓ 地域包括支援センターの管理運営

(2) 支えあいの地域づくり

【重】 ① 地域支え合い体制づくり事業の実施

- ・住民福祉座談会の開催
- ・地域づくり研修会の開催
- ・民間企業による見守り支援協定の締結と連絡会の開催
- ・地域福祉員（ハートフルキーパー）の見直しと育成支援
- ・地域福祉員制度の模索と地域支援ネットワークづくり
- ・地域見守り新聞の発行
- ・出前講座の開催
- ・地域情報紙「まち歩き」の発行

② ふくちっちウォーキングの開催

③ 買い物支援パンフレットの活用

④ 脳トレプリントの作成

⑤ 福祉教育の推進についての協議検討

⑥ 福祉教育教材（ワークブック）の配本と活用

⑦ 福祉入門教室・ボランティア養成講座の開催

⑧ 生活ボランティアの育成とボランティアコーディネート機能

⑨ ボランティア連絡協議会の支援

⑩ 子どもボランティア事業の開催

⑪ ホームページによる情報の発信とブログ機能による情報提供

⑫ 社協だより「きずな」の発行

⑬ 視覚障がい者への情報提供の推進（録音CDによる情報提供）

【重】 ⑭ ふれあい交流事業の充実と拡充

⑮ コミュニティ・カフェ推進事業の実施

⑯ 地域での元気向上プログラムの実施（介護予防教室）

⑰ 災害時ボランティアセンターの設置及び被災者支援の取り組み

(3) 包括的な支援体制づくり

【重】 ① 地域包括支援センターにおける事業の推進

- ・総合相談支援機能の強化
- ・権利擁護支援事業
- ・包括的・継続的マネジメント
- ・介護予防ケアマネジメント
- ・指定介護予防支援

② 心配ごと相談事業の実施

③ 在宅高齢者相談支援事業の実施（旧在宅介護支援センター）

【重】 ④ 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会での活動の推進

【重】 ⑤ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

⑥ サテライト（エリア会議）による地域支援の実施

【重】⑦ 介護職初任者研修の実施

【重】⑧ 権利擁護支援の強化

- ・日常生活自立支援事業の実施
- ・生活福祉資金貸付事業の窓口実施及び特例貸付者支援
- ・権利擁護センター（成年後見中核機関）設置の協議
- ・社福連が行う法人後見事業との連携

（４）地域を基盤とし住民ニーズに対応した包括的な生活支援づくり

① 介護レスキュー事業（緊急時の日常生活支援事業）の実施

【重】② 地域公共交通における予約型A I デマンドバスの効果的運行

- ③ 軽度生活支援事業の実施
- ④ 移送サービス事業の実施
- ⑤ 福祉施設管理運営事業の実施
 - ・ 金田社会福祉センター

⑥ 子育てサロン日本語教室事業の実施

⑦ フレンドシップミーティング(障がい児交流)の実施

⑧ 福祉体験型サマースクールの実施

⑨ ファミリー・サポートセンターの設置運営

⑩ 地域における子ども食堂の企画及び拡充

【重】⑪ 生活困難者等に対する伴走支援とふくおかライフレスキュー事業

【重】⑫ フードバンク、フードファミリー事業の拡充

⑬ 引きこもりに対応した連携支援

【重】⑭ 居住支援法人事業の推進

※ **【重】** は重点事業として取り組むもの

※この事業計画は、共に生きるまちづくり計画（福智町地域福祉総合計画）との整合性を考慮し作成しています。

実施計画の概要

（１）法人機能の強化と財政健全化の遂行

① 理事会・評議員会の開催【総務課】

今年度は、役員任期の２年目の年であり、法人経営機能が十分発揮できるようその環境整備を図るとともに、社会福祉協議会の役割や目的をしっかりと見据えて、活動拠点の整備も含めて検討してまいります。

② 部会・委員会の開催【総務課】

現在、社会福祉協議会の運営に関して、共同募金運営委員会、評議員・選任解任委員会、人事諮問委員会、苦情処理第三者委員会の４委員会と共に生きるまちづくり計画推進会議の１会議を設置しています。新たに設置した、福祉教育推進委員会や

虐待及び身体拘束防止委員会、地域包括支援センター運営委員会を加えて、各部会、委員会において審議いただいた意見をもとに、地域に根差した社協事業運営につなげてまいります。

③ 定例三役会の開催【総務課】

毎月定例として三役会を開催し、緊急な案件については、三役会にて審議し対応を図るとともに、理事会・評議員会等への提案事項を整理します。

④ 監査会の開催【総務課】

法人内の業務執行の状況、役員の出務状況、事業の進捗状況及び法人内の財産状況を把握し、適正経営が行われているか監査するための監査会を行います。

⑤ 3者協定に基づく行政懇談会等の開催協議【総務課】

福智町と福岡県立大学と締結した「地域福祉コミュニティの形成と地域包括ケアシステムの構築に関する三者連携協定」に基づき、福智町、福岡県立大学と連携して取り組みを進めるための懇談会の開催を協議します。。

⑥ 課長会の開催【総務課】

毎月初めに課長会を開催し、各課の報告や将来的な展望、課題の解決に向けて協議し、職員間の連携した取組みを行うとともに、社協運営の迅速で的確な対応を図ります。

⑦ 衛生委員会の開催【総務課】

労働安全衛生法に基づいて衛生管理や安全管理などの対応を図るために産業医(上野病院)の指導の下、職場巡視やストレスチェック、健康診断の事後指導などを行うための衛生委員会を毎月1回定期的に開催します。特に新型コロナの対応や予防に関しては産業医と連携した対応を図っていきます。

⑧ 役職員研修会の開催【総務課】

社会福祉協議会の経営とは何か及び地域課題を解決していくためには社会福祉協議会が今後何をしていかなければならないのかを、役職員を対象とした研修会を企画し実施していきます。

⑨ 各種研修会参加による自己研鑽と資格取得の推進及び支援【総務課】

職種に応じた国家資格や認定資格の取得を奨励し取得率の向上を図ります。また職務に支障のない限り外部の各種研修会に積極的に参加を促し知識・技術の習得を行っていきます。

⑩ 職員育成プログラムの作成【総務課】

新たに職員育成に関するプログラムを見直し、研修会を計画的に実施し、各種制度における理解を深めるとともに、あわせて社協職員としてふさわしい態度や福祉のプロとしての資質の強化を図り、住民に信頼され頼れる人材の育成に努めてまいります。また、新任者については、新任研修プログラムを策定し、事業、制度、マナーなどの基礎的な知識や能力を養っていきます。今後は階層別の研修も検討していきます。

⑪ 人権・同和問題に関する意識の向上及び取組み【総務課】

社協職員としてまた人としての基本的態度を身につけるため、業務の一環として行政の行う同和研修会、人権研修会については、全職員参加し学習の機会を確保します。

⑫ 賛助会員の募集と取組みの強化【総務課】

賛助会員の設置の目的を明確化するとともに、社協だよりきずなへ毎回掲載し、住民への周知を図ります。年々硬直化する賛助会員の現状を整理するとともに、商工会の協力により商店等へ法人会員の協力のお願いを行ってまいります。

⑬ 寄付金の募集の強化【総務課】

社協だより「きずな」による寄付者氏名及び物故者氏名の公表（毎月）と町内者への弔電の発送を行います。例年同様、香典返しをいただいた世帯で初盆にあたる家庭へのお礼を「きずな」に掲載します。また、寄付者への窓口対応の接遇をしっかりと行っていきます。

⑭ 共同募金運動の強化と拡充【全課】

コロナ禍において共同募金の実績も伸び悩んでいます。特に戸別募金においては、厳しい状況が続いており、区長及び組長あてに戸別募金の呼びかけをしっかりと行っていきたく思います。また、法人募金では厳しい経済状況の中ではありますが、商工会の協力のもと新たな協力事業所の掘り起こしを行ってまいります。これらの取り組みを三役会や共同募金運営委員会で協議し、共同募金活動の在り方を見直すとともに、住民に募金の使い道等が分かるよう計画的に進めていきます。

⑮ 居宅介護支援事業の見直し【介護支援課】

2024年4月に3年に一度の介護保険制度改正があります。介護予防支援事業が地域包括支援センターのみの指定から、一般事業者へ開放され事業所単独で介護予防支援ができるようになりますが、予定されている単価が予想以上に低く事業申請する事業所が少ないと考えられます。事業の採算ラインを確保するとともに、特定事業所としての機能が果たせるよう整備してまいります。

⑯ 訪問介護事業の見直し【介護支援課】

昨年度より特定事業所加算Ⅰの要件をクリアしようやくⅠの加算が取れるようになりました。しかし、2024年4月からの3年に一度の介護報酬改定では訪問介護事業の基本単価がマイナス改定となり厳しい状況です。介護職員の高齢化による将来的な提供体制の整備とともに利用者の確保を計画的に進めて行く必要があります。また、事務の効率化も視野に入れながらICT化にシフトしている国の動向を注視しつつ取り組みを進めてまいります。また、最近地域の訪問介護事業所の閉鎖が相次いでおり、地域を支える社協としてサービス提供が継続できるよう進めてまいります。

⑰ 障がい者自立支援事業の見直し【介護支援課】

障害者の訪問介護も同様に特定事業所加算Ⅰや処遇改善加算を継続して条件を満たしていけるよう体制を整えていくとともに、障害者の居宅支援事業所（ケアプランの作成事業所）へのアプローチを行い、利用者確保に努めてまいります。

⑱ 介護保険事業における業務継続計画（BCP）の運用管理【介護支援課】

令和3年4月の介護保険法の改正に伴い、介護保険事業所ごとに令和6年3月31日までに災害時及び新型コロナ等の感染時における業務継続計画（BCP）の作成を義務付けられています。策定された計画の運用管理を行ってまいります。

⑲ 目標管理、人事考課制度の研究と労務・税務管理の法的適用管理【総務課】

働き方改革に対応できるよう労働環境を整えていくとともに、法改正に対応した就業

規則等の労働関係規程の見直しを行っていきます。人事考課については、様々な方法やパターンがありメリットとデメリットが存在します。そのことをしっかりと分析の上、人事評価のシミュレーションを行い、その後目標管理を経験させた後に導入について労務及び税務について専門家の意見を受け慎重に対応してまいります。

⑳ 中間見直し後の共に生きる地域づくり計画の推進【全課】

令和3年度に町が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画、あわせて高齢者福祉計画や障がい者計画などの個別計画もあわさった「共に生きるまちづくり計画」（福智町地域福祉総合計画）を一体的に策定しました。昨年度この計画の中間見直しを行い、コロナ禍において停滞していた計画の推進を再度動かしていくために、推進委員会や部会の意見を聞きながら、行政と協働して計画の推進を図ってまいります。

㉑ 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会の事務局機能【全課】

町内24社会福祉法人から構成されるこの協議会の事務局を担っており、社会福祉協議会は「協働の中核」となり、各社会福祉法人のプラットフォームとしての役割を果たせるようこの協議会の事務局機能を担ってまいります。

㉒ 自主財源確保に向けた事業の検討【全課】

予算の8割を公費財源に頼っている状況であり、今後は社協独自の活動が可能になるような自主財源の確保に向けて、具体的な取組について検討していきます。SIBなど民間資金の活用についても検討していきます。

※SIBとは、民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組み

㉓ 地域包括支援センターの管理運営【全課】

今年で4年目となる地域包括支援センターもようやく地に足がついてきた感じが伺えます。地域住民特に高齢者にとって頼りになる地域包括支援センターとなるために知っていただくとともに気軽な相談支援ができるよう進めてまいります。また、社協が掲げるアウトリーチ（出かける）による相談支援がさらに加速するよう取り組みを進めます。地域包括支援センターが主とする個別支援と社協が行う地域支援が連動して包括的な支援につながるよう連携協働し、社協の使命となる地域づくり事業と介護予防事業を一体的に取組むことによって、地域づくりと介護予防の相乗効果を図っていきます。

(2) 支え合いの地域づくり

① 地域支え合い体制づくり事業の実施【地域福祉課・全課対応】

1) 住民福祉座談会の開催

コロナ禍によって地域の方々のコミュニケーションの機会が圧倒的に減少した中、新型コロナの感染上の位置づけが2類相当から5類となり、民福祉座談会の開催も可能な状況となってきました。地域づくり研修会を開催し意識を向けていただくとともに、地域の区長・公民館長等に呼びかけ等を行い、地域での生活課題の共有化や解決に向けての取組みを専門職とともに進めて行けるよう、地域の方々と十分な協議の上計画的に取組んでいきます。

2) 地域づくり研修会の開催【地域福祉課】

地域の方々が自分たちの地域にはどのような問題があるのか。地域をどのようにしていきたいのか。そしてそれにはどのような方法があるのかを先進地の取り組みなどから学び、地域づくりのノウハウを学習する地域づくり研修会を開催いたします。

3) 民間企業による見守り支援協定の締結と連絡会の開催

現在 47 の地域の民間の企業（郵便、新聞、宅配など）の協力を得て、要支援者等の見守り支援や地域防犯への支援を行う協定を締結しており、連絡会を開催し協定企業との情報交換を行うとともに、見守り支援ネットワークの強化を図ります。あわせて、福智町の見守り SOS との連携を行ってまいります。

4) 地域福祉員（ハートフルキーパー）の見直しと育成支援

コロナ禍によって膠着状態になっている地域福祉員（ハートフルキーパー）について、現状制度の見直しを行うとともに、地域における福祉委員の設置を改めて進めてまいります。

5) 「地域福祉員制度」模索と地域支援ネットワークづくり

地域における生活課題の表面化に伴い、社会福祉法の改正による多機能型住民互助組織の推進と支援を具体的にするための仕組みとして、将来的に行政と地域が協働した「地域福祉員制度」など、住民による支援ネットワークの構築を図る仕組みづくりを提案していきます。

6) 地域見守り新聞の発行

新型コロナ禍において、地域の状況が見えにくくなっており、要支援者等の状況を把握するため「地域見守り新聞」を発行し、民生児童委員や区長などが地域の状況を把握するためのアイテムとして、各世帯への配布を行ってきました。今後は、コロナの状況を見極めつつ継続していくかを検討していきます。

7) 出前講座の開催

出前講座メニューを作成し、地域の集会所等において、希望する講座を開催し、地域住民の意識の向上と地域の連帯感を高めていきます。

また、社福連の会員において公益的な取組の一貫として、出前講座が可能な方の掘り起こしを行います。

8) 地域情報紙「まち歩き」の発行

地域で活動している様々な取り組みに特化した地域情報紙を作成し、地域での活動の見本となる活動の情報提供を行います。

② ふくちっちウォーキングの開催

新型コロナ禍において生まれた事業で、コロナ禍によるフレイルや軽度認知障害の発生を防ぐ手段の一つとして実施してまいりました。今後も福智町の自然を感じながら歩くコースを設定し、閉じこもりがちな現在の環境において、心も体もリフレッシュできるウォーキングを開催します。また、ウォーキングマップの作成も検討いたします。

③ 買い物支援パンフレットの活用

一人暮らしの要支援者等への買い物への支援は、大きな社会問題となっています。また、免許証の返納により移動手段が奪われ、買い物に行けなくなっている状況がうかがえます。それらの支援の一助として商工会と連携して、配達を基本とする買い物支援パンフレット改定版の活用を行います。

④ 脳トレプリントの作成

認知症はどここの地域でも重要な課題です。まずは、認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）を防止するために、日常でできる脳トレプリントを作成し、ふれあい交流に参加の方に、認知症予防を実践していただきます。

⑤ 福祉教育推進についての協議検討【地域福祉課】

福祉教育の推進について、福祉教育推進委員会において中長期的な推進計画を協議するとともに、その計画に基づき、学校や地域及び企業において、福祉教育の取組みが進むよう協議検討してまいります。

⑥ 福祉教育教材（ワークブック）の配布と活用【地域福祉課】

町内の小学校3年生に改定した福祉教育教材（ワークブック）の配布を行い、このワークブックを活用していただくための活用資料も併せて教員に提供し学校において活用いただくよう依頼します。

⑦ 福祉入門教室・ボランティア養成講座の開催【地域福祉課】

目的型のボランティア養成講座の開催を行うとともに、将来の福祉の土壌づくりのためのジュニアボランティア養成講座の開催も検討します。

⑧ 生活ボランティアの育成とコーディネート機能【地域福祉課】

養成講座等で養成されたボランティアが活躍できる場を設定するために、生活ボランティア事業の目的や内容を再度見直し、ボランティアと要支援者とのコーディネートがスムーズに行えるよう体制を整えていきます。

⑨ ボランティア連絡協議会への支援【地域福祉課】

福智町ボランティア連絡協議会の事務局的役割を担い、運営における支援と活動への協力をおこないます。

⑩ 子どもボランティア事業の開催【地域福祉課】

子どもボランティアとして、学習、体験、活動とステップアップし自分たちが今地域でしなければいけないことを自分たちで考える子どもボランティア事業を進めていきます。

⑪ ホームページによる情報の発信とブログ機能による情報提供【地域福祉課】

ホームページの情報を常に最新に保つよう定期的に追加・修正の見直しを行うとともに、SNSを活用したお友達登録によるラインワークスでの情報提供やインスタグラムなどを活用しながら、新たな情報伝達手段を検討していきます。フェイスブックの活用も継続して行います。

⑫ 社協だより「きずな」の発行【総務課】

住民が見やすくわかりやすい情報紙づくりを心掛け、住民が必要とする福祉情報を素早く伝えるための手段とするとともに、毎月1回定期的に発行し、社協事業等のお知らせや香典返しの寄付者一覧等を掲載し住民への報告及び情報提供を行います。

- ⑬ 視覚障がい者への情報提供の推進（録音CDによる情報提供）【地域福祉課】
町の広報誌「ふくち」や社協だより「きずな」等を朗読ボランティア「青い鳥」の協力によりCD化して視覚障害者への情報提供を行います。また、機器の貸し出しも行います。
- ⑭ ふれあい交流事業の充実と拡充【地域福祉課】
コロナ禍で自粛していた地域も少しずつ再開に向けて動き出してきました。地域でコミュニケーションが取れる貴重な場所として、地域の情報共有の場として、介護予防の場として、学習の場として様々な効果が実感できるふれあい交流をすべての地区で再開できるよう各地域の代表者と協議しながら進めて行きたいと思えます。また、今まで取り組んでいなかった地域への拡充を図ってまいります。
- ⑮ コミュニティ・カフェの実施
コミュニティ・カフェにおいても新型コロナの影響でほとんど実施できておらず、ふれあい交流同様、実施地区の再開に向けての支援を地域住民の方々と専門職と連携しながら行っていきます。
- ⑯ 地域での元気向上プログラムの実施【地域福祉課】
新型コロナ禍において、地域の集まりや交流の減少による影響で閉じこもりの高齢者が今まで以上に多くなってきています。活動の不活性化による身体的影響は意外と大きく、心身機能に様々な悪影響を与えます。今まさに進行するフレイル（虚弱）や MCI（軽度認知障害）の防止が重要となり、介護予防の実践が不可欠となっています。地域開催できるよう地域の協力を得ながら進めてまいります。
- ⑰ 災害時ボランティアセンターの設置及び被災者支援の取り組み【地域福祉課】
能登半島地震は私たちに衝撃を与えるとともに、様々な教訓を与えてくれました。災害時におけるボランティアセンター運営がスムーズに行えるよう運営訓練等を行い災害時支援に備えていきます。また、災害時ボランティアセンター運用マニュアルに基づいて、下記協定に基づき災害時への迅速な支援を行ってまいります。
また、福智町の防災係と連携した取り組みを行ってまいります。
- ・福智町と災害ボランティアセンター設置運営協定締結
 - ・田川地区社会福祉協議会と災害時支援協定締結
 - ・福智町社福連において福智町と災害時支援協定締結
 - ・田川地区青年会議所と田川地区社会福祉協議会で災害時支援協定締結
 - ・一般社団法人九州防災パートナーズと田川地区社会福祉協議会で
平時及び災害時の連携支援協定締結

(3) 包括的な支援体制づくり

① 地域包括支援センターにおける事業の推進

地域包括支援センターは、令和3年4月に委託を受け丸3年になります。地域の高齢者の方々が気軽の相談できるようまた、アウトリーチによる相談もいつつ、相談事業全体の要となるよう取り組んでまいります。また、昨年から取り組んでいます、障がい者制度から介護保険制度への移行がスムーズにできるようその環境を行政や関係機関と共に整備してまいります。また、個別支援の対応を図りながら個別ニーズを把握し、社

会資源の開発やソーシャルサポートネットワークの構築など地域支援が行えるよう進めてまいります。

- 総合相談支援機能の強化
 1. 地域におけるネットワークの構築
 2. 実態把握
 3. 総合相談支援
- 権利擁護支援事業
 1. 成年後見制度の活用促進
 2. 老人福祉施設等への措置への支援
 3. 高齢者虐待への対応
 4. 困難事例への対応本人が必要な支援を拒否している場合などの対応をします。
- 包括的・継続的マネジメント
 1. 包括的・継続的なケア体制の構築
 2. 地域における介護支援専門員のネットワークの構築
 3. 日常的個別指導・相談
 4. 支援困難事例等への指導
- 介護予防ケアマネジメント
 1. 課題分析（アセスメント）
 2. 目標の設定
 3. モニタリングの実施
 4. 評価
- 指定介護予防支援
 1. 予防プランの作成と利用者支援

② 心配ごと相談事業の実施【総務課・地域福祉課】

月に3回（うち1回は、司法書士参加）心配ごと相談を旧町地域において開催いたします。

第1木曜日を赤池（人権のまちづくり館）、第2木曜日を方城（方城分館）そして、第3土曜日を金田（金田社会福祉センター）で今年度も実施します。

第3土曜日は司法書士による専門相談を実施。（専門相談は要予約）

毎回当日開始前に防災無線によるお知らせを行います。

③ 在宅高齢者相談支援事業の実施（旧在宅介護支援センター）【地域福祉課】

金田地区、赤池地区、方城地区にあった3つの在宅介護支援センターを昨年4月に統合して、地域包括支援センター内に設置しました。要支援者高齢者が地域で安心して暮らすことのできるよう、相談を受けながら地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携して支援を行います。また、見守り協定企業の役割が果たせるよう取り組んでいきます。

④ 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会での活動の推進

令和3年4月に一般社団法人として法人化を行いました。現在24の法人が加盟し「地域における公益的な取組」と「事務の共同化」に取り組み、将来的に社会福祉連携推進法人への移行も検討しつつ、取り組みを進めてまいります。今年度は昨年

から取り組んでいます法人後見事業を軌道に乗せていくとともに、能登半島地震を教訓にした専門職による災害派遣福祉支援チーム（福智DWA T）の結成を進めてまいります。

⑤ 社福連が行う法人後見事業との連携

昨年から取り組んでいる法人後見事業を社福連で行っていきます。事務局として申請等の手続きに関する支援を行うとともに、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業との連携を進めていきます。

⑥ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

高齢者のニーズや地域資源の状況把握、不足するサービス・支援の創出、ボランティア等担い手の発掘・養成、地域住民に対する活動の普及啓発などを実施し、高齢者の生活支援の基盤整備を推進します。

⑦ サテライト（エリア会議）による地域支援の実施【地域福祉課】

現在、中学校区を単位としたそれぞれのエリアによるサテライト会議が行われています。今年度はそれぞれのエリアでの地域課題を専門職の見地から、その対応や支援が図れるよう計画性をもって取り組みを進めていきます。

⑧ 介護職初任者研修の実施

介護職員の不足は慢性化し、施設や介護事業所においては喫緊の課題です。また、訪問介護員も高齢化し、新たな人材の確保が必要です。一般の方からの介護職への掘り起こしを行うため、今まで経験がない方でもできる介護職への入り口である初任者研修を開催し、介護職の養成を行います。そのための研修機関として昨年度県の認可を受け、今年度も初任者研修会の開催を計画します。

⑨ 権利擁護支援の強化

・ 日常生活自立支援事業（旧権利擁護事業）

現在日常生活自立支援事業は、市町村方式となっており、福智町社協で契約から支援までを行うこととなっています。今年度は、契約などを行う専門員と実際に利用支援を行う支援員の役割を整理し、専門員を社協職員で行い、支援員を地域の学識者等により養成研修を行い配置できないのかを検討してまいります。

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。基本的に契約が交わせることが条件となります。また、今後成年後見制度との連携も必要となります。

・ 生活福祉資金貸付事業の協力【地域福祉課】

福岡県社会福祉協議会が国の委託により行うこの資金は生活困難者等への支援として重要な制度となっています。県の実施する貸付金の窓口として委託を受け、民生児童委員協議会の協力の基に、適正な貸付業務を推進します。また生活保護世帯については、福祉事務所と連携して行います。

今まで新型コロナによる特例貸付が500件を超える利用者がありました。

新型コロナによる特例貸付は、令和4年9月30日で終了しています。

今後はその償還に向けての指導と今なお生活に困っている貸付者への伴走支援を行ってまいります。

- 権利擁護センター（成年後見中核機関）設置の協力

成年後見事業は、認知症や家族環境の変化に伴い、今後ますます需要が高まっています。成年後見事業の広報活動や相談、後見人や申立ての支援など成年後見推進の中核的な機関の設置が必要であり、国や県も設置を主導しています。福智町で効率的で効果的な中核機関が設置できるよう協力してまいります。

- 社福連が行う法人後見事業との連携

昨年から社福連において法人後見事業を展開しています。まだまだ、会員利用者限定的な取組ですが、今後は地域住民への公益的な取組として取組んでいきます。

特に日常生活自立支援事業との連携や移行がスムーズにできるように取り組みます。

（４）地域を基盤とし住民ニーズに対応した包括的な生活支援づくり

- ① 介護レスキュー事業（緊急時の日常生活支援事業）の実施【介護支援課】

介護保険等の制度では対応できない生活支援に対し、事前登録による生活支援事業として実施します。（体調不良による緊急な家事支援や入院における手続きや洗濯等の支援など）

- ② 地域公共交通における予約型AⅠデマンドバスの効果的運行【地域福祉課】

昨年10月より予約型AⅠデマンドバスの本格運行が開始されました。その運行を社会福祉協議会が担っており、町担当課と連携して運行での課題等を把握・整理し利用者の利便性の確保と効率化が図られるよう取組みを進めています。今後は、定期券や回数券の発行の検討、アプリでの予約、ミーティングポイント直通電話の設置拡大などさらなる利便性の確保に努めてまいります。

- ③ 軽度生活支援事業【介護支援課】

介護保険の非該当者により生活に何らかの支障が生じた方へのホームヘルパーの派遣です。地域生活の継続にはホームヘルパーの派遣が不可欠な世帯であり、利用者の自立支援に向けたサービスの提供を行ってまいります。将来的には、この事業も訪問型サービスAへの移行を検討していきます。

- ④ 移送サービス事業の実施【地域福祉課】

町の委託事業であり、車いす移動等で通院に支障がある方への移送手段として実施します。現在筑豊地域では、移送サービスを行う事業者が減ってきており、移送が必要な利用者へ不安を与えている状況が見受けられます。今後は、この移送サービスがどのような役割を持つていくのかを再度検討してまいります。

- ⑤ 福祉施設管理運営事業の実施【総務課】

金田社会福祉センターは、開館はしているものの新型コロナの影響により現在も入浴のみの利用となり、他の設備の利用を制限しているところです。老朽化しつつあるこの福祉センターの活用について将来的にどのようにしていくのかを検討する必要があります。

- ⑥ 子育てサロン日本語教室事業の実施【地域福祉課】

技能実習生や特定技能など福智町でも多くの外国人が生活するようになってきています。外国人の地域での生活の自立支援を目的に日本語の学習と地域で生活していくための相談や子育てに関する支援を含め開催いたします。また、自主的な活動に向けた取り組みを行ってまいります。

- ⑦ フレンドシップミーティング（障がい児交流）の実施【地域福祉課】
障がい児と保護者そしてボランティアの交流と情報交換を目的に当事者の自主的な企画により実施します。
- ⑧ 福祉体験型サマースクールの実施【地域福祉課】
各学校に学童クラブが配置され、40 年前から始まった学童保育「かえるの学校」は、夏休み期間中子どもたちを安全に預かるというその役目を終えたため、福祉の大切さなど学校では学ぶことが少ない福祉体験型サマースクールを今年度も実施します。
- ⑨ ファミリー・サポートセンターの設置運営【地域福祉課】
ファミリーサポートセンターは、子どもを預かる方（ホスト）と子どもを預ける方（クライアント）を登録し調整して育児支援を行う制度です。センターの情報が必要な人に行き届いていない状況があるため情報提供の強化を図ります。また、子育てサポーターの養成講座を開催します。
- ⑩ 地域における子ども食堂の企画及び実施支援【地域福祉課】
「子ども食堂」は、本来多くの場合「子どもの孤食を防ぐ」と「貧困の子どもたちに食事を」との思いから実施されるますが、今回はそのことにプラスして「その地域の子どもの課題をなくす」と「連携協働による地域の福祉力を高める」という目的を中心に、昨年からはじめた板屋地区の地域食堂を定着化させ、特に支援が必要な地域で開催できるよう地域食堂の拡充を目指していきます。
- ⑪ **生活困難者に対する相談支援とふくおかライフレスキュー事業【地域福祉課】**
コロナ禍において、生活に困窮する世帯の増加が顕著となっています。生活困難者などの援護を必要とする人に総合的な相談支援を通して、公的制度につなげることを主眼とし、これらを最大限に活用すること前提として、既存の公的制度が即応できない臨時的・緊急的なニーズに対応するための相談支援を行うとともに、一時的な経済的援助を行う事業として福岡県全体で行う「ふくおかライフレスキュー事業」に加入し実施します。また、生活困窮者への相談支援を伴走型の支援を行っていきます。
- ⑫ **フードバンク、フードファミリー事業の実施【地域福祉課】**
フードバンクとは、保存のきく身近な食材を一般の住民や法人から寄付をいただき、一時的に保管しておき必要に応じて生活困窮者等へ食材を提供します。また、フードファミリーとは、食材等を提供していただける地域住民のことで、事前に福智町社会福祉協議会に登録していただき、生活困窮者等の事例が発生した場合にご連絡を差し上げ、提供をしていただいた食材等を即時に生活困窮者等に提供するシステムのことです。
新型コロナ禍において、生活に困窮した世帯が増加しこの事業を実施いたしました。現在は 70 件ほどの寄贈と 70 件ほどの支給件数があり、生活困窮者に対して引き続き住民に周知を行いながらこの事業を進めてまいります。

⑬ 引きこもりに対応した連携支援

引きこもりは、うちの中でのことであり外に出ることが少なく、とても分かりにくいため、実際は数多くの引きこもりが存在していると考えられます。8050問題がまさにその特徴的な事例であり、80代の親と50代の子どもで50代の子どもが引きこもりであるという事例です。様々なケースにアンテナを張り、その情報を収集し、専門機関である「引きこもり地域支援センター 筑豊サテライトオフィス」と連携しながら取り組んでまいります。

⑭ 居住支援法人の推進

昨年10月に居住支援法人としての件の認可を受けました。居住支援法人とは、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へのスムーズな入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施するものです。改正住宅セーフティネット法（平成29年10月25日施行）に基づき、本事業を行う法人は「住居支援法人」として都道府県から指定されます。生活困窮者や出所者など住む場所がなくまた経済的理由等により住むことができないケースが増えてきています。居住支援法人として要配慮者の生活の拠点となる住居の確保について地域の不動産会社とのネットワークを築き支援を行ってまいります。

